

6. 景観検討方法の判断の流れ

- ・前頁「4. ガイドラインの活用にあたって（景観検討の方法）」に記載の【連携】と【各自】に分類する判断の流れは以下の通りです。

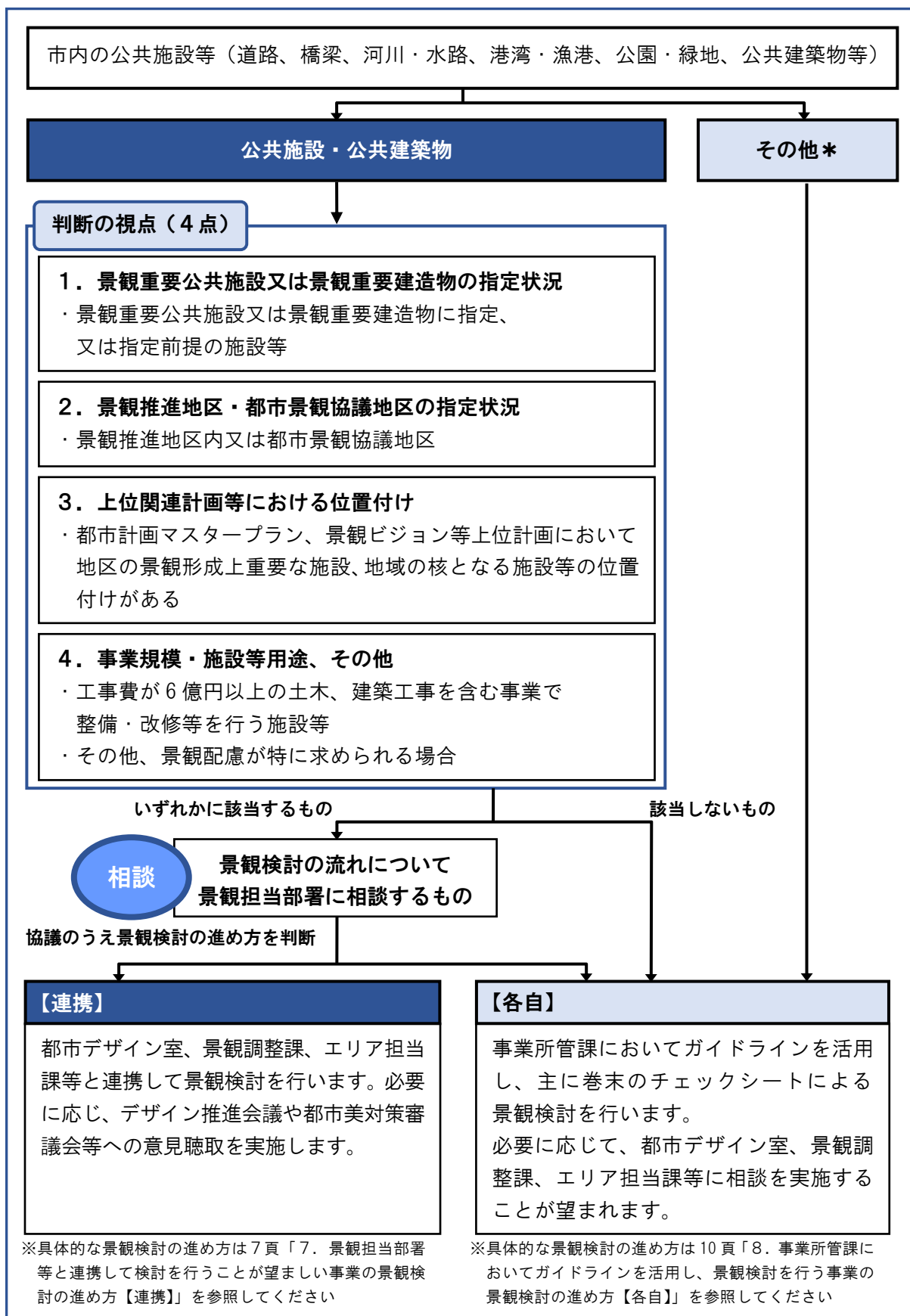


図1-5 景観検討の判断の流れ

- *「その他」に該当する公益施設については、主に事業所管課においてガイドラインを参考に景観検討を行います。必要に応じて景観調整課に相談し、都市デザイン室やエリア担当課等と連携して景観検討を進めていきましょう。